

# 京都府公報

号外 第17号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ	規 則	ページ
○京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則 (こども・青少年総合対策室)	1	○河川管理規則の一部を改正する規則 (河川課)	3
○京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課)	〃	○京都府海岸等管理規則の一部を改正する規則 (〃)	4
○京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)	2	○京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	〃
○動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	〃	○京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)	5
○京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)	3	○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	〃
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	〃	○港湾法第37条の規定による工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則 (港湾企画課)	6
○道路占用規則の一部を改正する規則 (道路管理課)	〃		
		<b>告 示</b>	
		○京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示の一部改正 (住宅課)	7

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

道路占用規則の一部を改正する規則

河川管理規則の一部を改正する規則

京都府海岸等管理規則の一部を改正する規則

京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

港湾法第37条の規定による工事等の規制に関する規則

の一部を改正する規則

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第20号

#### 京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立青少年海洋センター条例施行規則(昭和57年京都府規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の映写設備の項中「ビデオテープコーダー」を「ビデオテーププレーヤー」に、「1,200円」を「1,220円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「600円」を「610円」に、「1,500円」を「1,530円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### 京都府規則第21号

#### 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則(昭

和51年京都府規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の103」を「100分の105」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別表の1の項中「100分の103」を「100分の105」に、「あつては」を「あつては」に改め、同表の2の項中「| 1,000 |」を「| 1,020 |」に、「2,000」を「2,040」に、「5,000」を「5,100」に、「6,000」を「6,120」に、「フィルム真空包装食品等」を「フィルム真空包装食品等」に、「8,000」を「8,160」に、「11,000」を「11,220」に、「7,500」を「7,650」に、「9,000」を「9,180」に改め、同表の3の項中「1,000」を「1,020」に、「粗たん白」を「粗たん白」に、「2,000」を「2,040」に、「5,500」を「5,610」に、「|、|」を「|」又は「|」に、「1,600」を「1,630」に、「3,500」を「3,570」に、「豆類、」を「豆類又は」に、「2,900」を「2,950」に、「1,500」を「1,530」に、「同容器、」を「清涼飲料水若しくは粉末清涼飲料水の容器又は」に、「4,100」を「4,180」に、「22,100」を「22,540」に、「800」を「810」に、「サッカリン、」を「サッカリン、」に、「3,000」を「3,060」に、「4,500」を「4,590」に、「サッカリン等」を「サッカリン等」に改め、同表の4の項中「1,000」を「1,020」に、「薄層クロマトグラフ、」を「薄層クロマトグラフ又は」に、「1,500」を「1,530」に、「フェナセチン等」を「フェナセチン等」に、「2,800」を「2,850」に、「5,200」を「5,300」に、「22,100」を「22,540」に、「1,600」を「1,630」に、「|、|」を「|」又は「|」に、「解熱剤」を「又は解熱剤」に、「2,900」を「2,950」に、「2,100」を「2,140」に、「メチールエフェドリン」を「メチールエフェドリン」に改め、同表の5の項中「1,000」を「1,020」に、「ヒ素」を「砒素」に、「ホウ素」を「硼素」に、「1,900」を「1,930」に、「3,100」を「3,160」に、「3,500」を「3,570」に、「22,100」を「22,540」に、「43,600」を「44,470」に、「6,500」を「6,630」に改め、同表の6の項中「|、|」を「|」又は「|」に、「1,000」を「1,020」に、「3,200」を「3,260」に、「7,600」を「7,750」に、「有機りん等」を「有機りん等」に、「22,100」を「22,540」に改め、同表の7の項中「130,000」を「132,600」に、「1,000」を「1,020」に、「ひ素」を「砒素」に、「4,000」を「4,080」に改め、同表の8の項中「1,000」を「1,020」に、「2,900」を「2,950」に改め、同表の9の項中「500」を「510」に、「有機りん等」を「有機りん等」に、「1,000」を「1,020」に、「700円」を「710円」に、「りん酸イオン」を「りん酸イオン」に、「| 1,600 |」を「| 1,630 |」に、「全りん」を「全りん」に、「ひ素」を「砒素」に、「ニッケル」を「ニッケル」に、「ふつ素イオン」を「ふつ素イオン」に、「ほう素イオン」を「ほう素イオン」に、「3,500」を「3,570」に、「4,100」を「4,180」に、「5,800」を「5,910」に、「有機りん、」を「有機りん、」に、「22,100」を「22,540」に、「27,900」を「28,450」に、「ただし」を「ただし、」に、「11,600」を「11,830」に改め、同表の10の項中「7,000」を「7,140」に、「9,300」を「9,480」に改め、同表の11の項中「700」を「710」に、「1,400」を「1,420」に、「2,100」を「2,140」に改め、同表の12の項中「500」を「510」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第22号

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則（平成7年京都府規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の音響設備の項中「1,600」を「1,630」に、「1,300」を「1,320」に、「1,100」を「1,120」に改め、同表の映写設備の項中「4,100」を「4,180」に、「4,200」を「4,280」に、「580」を「590」に、「2,100」を「2,140」に改め、同表の照明設備の項中「1,900」を「1,930」に、「2,400」を「2,440」に改め、同表の備考の3中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に、「になった」を「となった」に改める。

別表第2の備考中「100円」を「10円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

京都府規則第23号

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則（昭和47年京都府規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第2号中「15,000円」を「15,300円」に、「10,000円」を「10,200円」に改め、同項第3号中「1,100円」を「1,120円」に改め、同項第4号中「1,000円」を「1,020円」に改め、同条第2項第1号中「11,000円」を「11,220円」に、「6,000円」を「6,120円」に改め、同項第2号中「7,000円」を「7,140円」に、「2,000円」を「2,040円」に改め、同項第3号中「1,100円」を「1,120円」に改め、同条第3項中「6,000円」を「6,120円」に改める。

第9条第2号中「2,500円」を「2,550円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則第8条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第24号

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則（昭和51年京都府規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第17条の」を「第17条第1項の規則で定める」に改め、同条第1号中「4,000円」を「4,080円」に改め、同条第2号中「2,300円」を「2,340円」に改め、同条第3号中「1,800円」を「1,830円」に改め、同条第4号及び第5号ア中「6,500円」を「6,630円」に改め、同号イ中「4,900円」を「4,990円」に改め、同条第6号中「2,300円」を「2,340円」に改め、同条第7号中「1,800円」を「1,830円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則第17条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第25号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項中「16,000円」を「16,320円」に、「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の2の項中「9,600円」を「9,790円」に、「7,200円」を「7,340円」に改め、同表の3の項から5の項までの規定中「14,000円」を「14,280円」に、「10,500円」を「10,710円」に改め、同表の6の項から8の項までの規定中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の9の項及び10の項中「9,600円」を「9,790円」に、「7,200円」を「7,340円」に改め、同表の11の項中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の12の項中「9,600円」を「9,790円」に、「7,200円」を「7,340円」に改め、同表の13の項中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の14の項中「9,600円」を「9,790円」に、「7,200円」を「7,340円」に改め、同表の15の項中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の16の項中「16,000円」を「16,320円」に、「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の17の項から19の項までの規定中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の20の項中「14,000円」を「14,280円」に、「10,500円」を「10,710円」に改め、同表の21の項中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の22の項中「14,000円」

を「14,280円」に、「10,500円」を「10,710円」に改め、同表の23の項及び24の項中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改め、同表の25の項から28の項までの規定中「16,000円」を「16,320円」に、「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の29の項から31の項までの規定中「14,000円」を「14,280円」に、「10,500円」を「10,710円」に改め、同表の32の項から34の項までの規定中「21,000円」を「21,420円」に、「15,800円」を「16,110円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第26号

道路占用規則の一部を改正する規則

道路占用規則（昭和59年京都府規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「規則で定める」を「備考の規定による占用料の」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第1号中「100分の103」を「100分の105」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第2項の規定によりなされた申請に係る占用料については、なお従前の例による。

京都府規則第27号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則（昭和43年京都府規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の103」を「100分の105」に改める。

第5条第2項中「に規定する規則で定める」を「の規定による占用料の」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第1号中「別表の2」を「別表の2の表」に、「100分の103」を「100分の105」に改め、同項第2号中「別表の2」を「別表の2の表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の申請で河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2の登録に係るものに係る令和元年度分の発電用流水占用料は、なお従前の例による。
- 3 施行日前の申請で河川法第24条の許可に係るものに係る土地占用料は、なお従前の例による。

京都府規則第28号

京都府海岸等管理規則の一部を改正する規則

京都府海岸等管理規則（平成12年京都府規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「に規定する規則で定める」を「の規定による占用料の」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第1号中「100分の103」を「100分の105」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の京都府海岸等管理規則第3条第1項の規定によりなされた申請に係る占用料については、なお従前の例による。

京都府規則第29号

京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立都市公園条例施行規則（昭和57年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び（その2）の規則で定める」を「の表の備考の5及び（その2）の表の備考の規定による使用料の」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第1号中「100分の103」を「100分の105」に改める。

別表第2の1の表体育設備及び器具の項中

「

1組
1枚

」を「

1台
1枚

」に、「580」を「590」に、「1式」を

「1組」に、「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」

に、「

700	1,700
-----	-------

」を「

710	1,730
-----	-------

」に、「つり下げ式

バスケット台」を「つり下げ式バスケット」に、「870」を「880」に、「盲人用卓球台」を「視覚障害者用卓球台」に、「車いすスラローム」を「車椅子スラローム」に、「930」を「940」に、「2,300」を「2,340」に改め、同表舞台設備及び機具の項中「900」を「910」に、「1,200」

を「1,220」に、「580」を「590」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」に、「1本」を「1個」に、「930」を「940」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「1人用折りたたみ式いす」を「1人用折り畳み式椅子」に、「3人用折りたたみ式いす」を「3人用折り畳み式椅子」に改め、同表の備考中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に、「になつた」を「となつた」に改め、別表第2の2の（その1）の表体育設備及び器具の項中「1式」を「1組」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「1本」を「1個」に改め、同表の備考の2中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に改め、別表第2の2の（その2）の表体育設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」に、「1本」を「1個」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「870」を「880」に改め、同表の備考の2中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に改め、別表第2の3の（その1）の表陸上競技設備及び器具の項中「1,300」を「1,320」に、「580」を「590」に、「1式」を「1組」に、「1,200」を「1,220」に、「2,700」

を「2,750」に、「

700
-----

」を「

710
-----

」に、「1本

付き」を「1個付き」に改め、同表体育設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「1,200」を「1,220」に、「580」を「590」に、「2,300」を「2,340」に改め、同表競泳設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「3,500」を「3,570」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「1本」を「1個」に、「1式」を「1組」に、「1,700」を「1,730」に、「2,300」を「2,340」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、

「

1張	350	
----	-----	--

」を

「

1張	350	大テント以外のものをいう。
----	-----	---------------

」に、「23,000」を

「23,460」に改め、同表の備考の2中「1万2,000円」を「1万2,240円」に改め、同表の備考の3中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に改め、別表第2の3の（その2）の表体育設備及び器具の項中

「790」を「800」に、「

160	
-----	--

」を

「

160	ソフトマット以外のものをいう。
-----	-----------------

」に、「1式」を「1組」に、「1,400」

を「1,420」に、「3,500」を「3,570」に、「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」に、「盲人バレーボール用支柱」を「視覚障害者バレーボール用支柱」に、「870」を「880」に、「盲人用卓球台」を「視覚障害者用卓球台」に、「630」を「640」に、「1,600」を「1,630」

に、「930」を「940」に、「2,300」を「2,340」に改め、同表舞台設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「630」を「640」に、「1,600」を「1,630」に、「580」を「590」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「1,700」を「1,730」に、「4,700」を「4,790」に、「1本」を「1個」に、「2,300」を「2,340」に、「5,800」を「5,910」に、「1,200」を「1,220」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「1人用折りたたみ式いす」を「1人用折り畳み式椅子」に改め、同表の備考の2中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に改め、別表第2の3の(その3)の表陸上競技設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「1,300」を「1,320」に、「3,100」を「3,160」に、「580」を「590」に、「1,500」を「1,530」に、「1式」を「1組」に、「2,900」を「2,950」に、「2,700」を「2,750」に、「6,800」を「6,930」に、

「

700
-----

」を「

710
-----

」に、「1,800」を「1,830」に、

「1本付き」を「1個付き」に、「870」を「880」に改め、同表体育設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、

「

1,200	2,900
-------	-------

」を「

1,220	2,950
-------	-------

」に、「870」を「880」

に、「

580	1,500
-----	-------

」を「

590	1,530
-----	-------

」に、「2,300」を

「2,340」に、「5,800」を「5,910」に改め、「(子供用)」

を削り、「

470	1,200
230	580

」を

「

230	590	子ども用のものをいう。
470	1,220	子ども用以外のものをいう。

」に、「

160
-----

」を「

160
590

」

に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,200」を「1,220」に、「2,900」を「2,950」に、「1本」を「1個」に、「1式」を「1組」に、「1,700」を「1,730」に、「4,700」を「4,790」に、「2,300」を「2,340」に、「5,800」を「5,910」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「870」を「880」に改め、同表の備考の2中「1万2,000円」を「1万2,240円」に、「2万9,000円」を「2万9,580円」に改め、同表の備考の3中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に改め、別表第2の4の表体育設備及び器具の項中「1,300」を「1,320」に、「580」を「590」に、「1式」

を「1組」に、「2,700」を「2,750」に、「

700
-----

」を

「

710
-----

」に、「1本付き」を「1個付き」に、「1,200」

を「1,220」に、「ファール」を「ファウル」に、「盲人

用卓球台」を「視覚障害者用卓球台」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「1,700」を「1,730」に改め、同表その他の器具の項中「900」を「910」に、「630」を「640」に、「1式」を「1組」に改め、同表の備考中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に、「

700
-----

」を「

710
-----

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に京都府立都市公園条例(昭和33年京都府条例第16号)第5条第1項の規定による使用の承認を受けた者に係る使用料については、この規則による改正後の京都府立都市公園条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府規則第30号

京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立府民スポーツ広場条例施行規則(平成2年京都府規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「1式」を「1組」に、「1,200」を「1,220」に、「いす」を「椅子」に改め、同表の備考中「持ち込んだため、」を「持ち込んだことにより」に、「

700
-----

」を「

710
-----

」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

京都府規則第31号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「1件につき 9,000円」を「1件につき 9,180円」に、「18,000円」を「18,360円」に、「31,000円」を「31,620円」に、「56,000円」を「57,120円」に、「38,000円」を「38,760円」に、「65,000円」を「66,300円」に、「60,000円」を「61,200円」に、「87,000円」を「88,740円」に、「154,000円」を「157,080円」に、「210,000円」を「214,200円」に、「370,000円」を「377,400円」に、「499,000円」を「508,980円」に、「663,000円」を「676,260円」に、「1,082,000円」を「1,103,640円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「16,000円」を「16,320円」に、「117,100円」を「119,440円」に、「140,000円」を「142,800円」に、「162,800円」を「166,050円」に、「185,700円」を「189,410円」に、「221,900円」を「226,330円」に、「294,700円」を「300,590円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の2の項中「117,100円」を「119,440円」に、「140,000円」を「142,800円」に、「162,800円」を「166,050円」に、

「185,700円」を「189,410円」に、「221,900円」を「226,330円」に、「294,700円」を「300,590円」に、「541,300円」を「552,120円」に、「88,700円」を「90,470円」に、「100,100円」を「102,100円」に、「111,600円」を「113,830円」に、「123,000円」を「125,460円」に、「139,600円」を「142,390円」に、「176,000円」を「179,520円」に、「297,600円」を「303,550円」に改め、同表の3の項中「18,000円」を「18,360円」に、「16,000円」を「16,320円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「36,000円」を「36,720円」に、「42,000円」を「42,840円」に、「41,000円」を「41,820円」に、「67,000円」を「68,340円」に、「65,000円」を「66,300円」に、「120,000円」を「122,400円」に、「118,000円」を「120,360円」に、「179,000円」を「182,580円」に、「169,000円」を「172,380円」に、「273,000円」を「278,460円」に、「263,000円」を「268,260円」に、「384,000円」を「391,680円」に、「374,000円」を「381,480円」に、「478,000円」を「487,560円」に、「468,000円」を「477,360円」に、「893,000円」を「910,860円」に、「883,000円」を「900,660円」に、「118,000円」を「120,360円」に、「154,000円」を「157,080円」に、「185,000円」を「188,700円」に、「217,000円」を「221,340円」に、「281,000円」を「286,620円」に、「31,000円」を「31,620円」に改め、同表の4の項中「16,000円」を「16,320円」に、「35,000円」を「35,700円」に、「39,000円」を「39,780円」に、「56,000円」を「57,120円」に、「104,000円」を「106,080円」に、「165,000円」を「168,300円」に、「231,000円」を「235,620円」に、「268,000円」を「273,360円」に、「433,000円」を「441,660円」に、「757,000円」を「772,140円」に改める。

別表第3の1の項中「120,000円」を「122,400円」に改め、同表の1の2の項中「50,000円」を「51,000円」に改め、同表の1の3の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の2の項及び3の項中「33,000円」を「33,660円」に改め、同表の4の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の5の項及び6の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の7の項中「180,000円」を「183,600円」に、「120,000円」を「122,400円」に、「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の8の項から9の2の項までの規定中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の10の項中「33,000円」を「33,660円」に改め、同表の11の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の12の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の13の項及び14の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の15の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の15の2の項中「78,000円」を「79,560円」に、「28,000円」を「28,560円」に改め、同表の15の3の項中「6,400円」を「6,520円」に、「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の15の4の項から18の4の項までの規定中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の18の5の項及び19の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の20の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の20の2の項及び21の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の22の

項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の23の項及び24の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の25の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の26の項中「60,000円」を「61,200円」に、「120,000円」を「122,400円」に改め、同表の27の項及び28の項中「78,000円」を「79,560円」に、「28,000円」を「28,560円」に改め、同表の28の2の項及び28の3の項中「220,000円」を「224,400円」に、「28,000円」を「28,560円」に改め、同表の29の項中「78,000円」を「79,560円」に、「28,000円」を「28,560円」に改め、同表の29の2の項及び29の3の項中「220,000円」を「224,400円」に、「28,000円」を「28,560円」に改め、同表の30の項中「6,400円」を「6,520円」に、「12,000円」を「12,240円」に、同表の31の項中「27,000円」を「27,540円」に改め、同表の31の2から31の5までの項中「1件につき9,000円」を「1件につき9,180円」に、「18,000円」を「18,360円」に、「31,000円」を「31,620円」に、「56,000円」を「57,120円」に、「38,000円」を「38,760円」に、「65,000円」を「66,300円」に、「60,000円」を「61,200円」に、「87,000円」を「88,740円」に、「154,000円」を「157,080円」に、「210,000円」を「214,200円」に、「370,000円」を「377,400円」に、「499,000円」を「508,980円」に、「663,000円」を「676,260円」に、「1,082,000円」を「1,103,640円」に改め、同表の31の6の項中「60,000円」を「61,200円」に、「120,000円」を「122,400円」に改め、同表の31の7の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の32の項中「23,000円」を「23,460円」に、「16,000円」を「16,320円」に改め、同表の33の項中「31,000円」を「31,620円」に改め、同表の34の項中「37,000円」を「37,740円」に、「26,000円」を「26,520円」に改め、同表の35の項中「38,000円」を「38,760円」に改め、同表の40の項中「27,000円」を「27,540円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第32号

港湾法第37条の規定による工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則

港湾法第37条の規定による工事等の規制に関する規則（昭和32年京都府規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「別表の1」を「別表の1の表」に、「に規定する規則で定める」を「の規定による占用料の」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第1号中「100分の103」を「100分の105」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の港湾法第37条の規定による工事等の規制に関する規則第2条の規定によりなされた申請に係る占用料については、なお従前の例による。

告 示

京都府告示第215号

京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示（平成26年京都府告示第320号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 9 月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表中「6,000円」を「6,120円」に、「8,000円」を「8,160円」に、「9,000円」を「9,180円」に、「7,500円」を「7,650円」に、「6,500円」を「6,630円」に、「4,000円」を「4,080円」に、「3,500円」を「3,570円」に、「7,000円」を「7,140円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「4,500円」を「4,590円」に改める。